

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第38回） 経済雇用対策本部会議（第8回）

日時：令和2年10月13日（火）午後1時～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局
総務部、福祉保健部、生活環境部、商工労働部、農林水産部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、鳥取市保健所、アドバイザー

議題：◇鳥取県版新型コロナウイルス警報の見直しについて
◇GoToキャンペーンへの対応状況について
◇その他

鳥取県版 新型コロナ警報の見直し

全国でも最も厳しい水準は維持しつつ、本県の医療提供体制を踏まえ、社会・経済活動との両立を図る見直しを行う。

○終期の明確化:14日間(新規発生で延長)で運用 ⇒直近1週間累積で基準未滿

○警報発令の指標に病床稼働率を付加

○発令エリアの見直し:警報及び特別警報は全県発令も ⇒圏域ごとに一本化

| 区分 | | 注意報 | 警報 | 特別警報 |
|----------|-------------|---|---|---|
| 指標 | ①新規陽性患者数 | 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週 | 東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週 | |
| | ②現時点確保病床稼働率 | — | 圏域ごとに稼働率 15%超 | 圏域ごとに稼働率 50%超 |
| 運用 | 発令 | 圏域単位で発令 | | |
| | 発令期間 | 始期:①の基準に達した日 終期:①の基準を下回った日 | 始期:①②がいずれも基準に達した日 終期:①②がいずれかが基準を下回った日 | |
| | 解除 | ①の基準を下回った日の翌日 | ①②のいずれかが基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行) | |
| 活動制限 | 外出・イベント・施設 | ○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒 | ○クラスター発生施設に係る箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 | ○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請 |
| | 学校 | ○感染者の学校休業の検討が基本 | ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請 | ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等 |
| 医療強化 | 保健所 | ○疫学調査応援職員を派遣 | ○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等 | |
| | 医療・福祉 | ○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等 | ○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等 | ○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等 |
| 要請の法的根拠等 | | 協力依頼 等 | 県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等 | 県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等 |

感染症に関する専門的な知識を有する医療人の育成並びに感染症に関連する教育・研究等を通じて、鳥取大学と鳥取県が共同して地域医療の発展向上に寄与することを目的に、都道府県として全国で初めて、鳥取大学医学部に寄附講座「臨床感染症学講座」を設置する。

<寄附講座「臨床感染症学講座」の概要>

(1) 設置期間 令和2年11月～令和6年3月（3年5ヵ月）

(2) 業務概要

- ・感染症の診療、感染症発生の予防及び蔓延防止等に関する専門的知識を有する人材の育成
- ・感染症に関する教育・研究の推進、病原体等の検査の能力の向上及び技術開発
- ・感染症診療・対策、医療支援等、地域医療向上への寄与
- ・感染症に関する公開講座等を含む広報活動
- ・その他、感染症に関する活動等

(3) 寄附予定額 122,000千円（R2年度17,000千円、R3～5年度35,000千円×3か年）

●令和2年10月28日（水）10：00～知事公邸にて、鳥取大学長と協定締結式を実施する。

「Go To トラベル」事業について

「GoToトラベル」の実施状況

国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援。

(上限額: 宿泊は1人1泊2万円・日帰りは1万円)

- ・対象旅行は、宿泊・交通がセットになったパック旅行、温泉・グルメなどの日帰りツアー
- ・旅行代金のうち、35%を割引き、**15%は旅行先で使える地域クーポン**として付与

- 9月15日までに全国で1,689万人(旅行割引支援額735億円)が利用。(予算額1兆3,500億円)
⇒シルバーウィークには県内の観光地が久しぶりに賑わいを取り戻した。10月1日から東京が追加されるとともに、地域共通クーポンの配布も開始されたことから、個人や修学旅行などの本県への来訪が増えてきている。
⇒県内の宿泊施設によると、予約のほとんどがGoToトラベルを利用した宿泊である。その一方で大手のオンライン予約サイトで割引額の制限が始まっており、引き続き情報収集を行っていく。

【GoToトラベルの地域共通クーポンの実施】

- 県内の宿泊、飲食、土産物店等の観光関係事業者に対して取扱店舗の登録に向け周知を行っている。(10/6現在、726店舗)
⇒飲食業の登録は、「GoToEat」の登録と同じ枠組みで実施される。

◆ GoToトラベル地域共通クーポン導入に関する対応

- ・観光客の利便性向上を図るため、取扱店舗の一覧(業種別(お土産屋、飲食店、観光施設、アクティビティ等)や市町村別など)を作成し、県ホームページに掲載中。
- ・取扱店舗の登録推進に向け、市町村観光担当課長会議(10/8開催)等において登録の推進を依頼するなど、引き続きキャンペーン事務局と連携し対応していく。

鳥取県での「Go To Eat キャンペーン」の開始

県では「Go To Eatキャンペーン」と連携し、新型コロナウイルス感染症対策の普及拡大に活用していくとともに、多くの県民が参加できる仕組みづくりを行う。

[事業者が行う食事券発行事業]

- 発行総額 **50億円**
- 発行冊数 50万冊
- 食事券 8,000円で10,000円
使える25%プレミアム

- 飲食店の**登録**開始 **10月下旬**
- 食事券の**販売**開始 **11月上旬**

[県が行う事業]

Go To Eat を活用して地元の飲食店を応援する県独自のキャンペーン「**GoToEat食のみやこ鳥取キャンペーン**」を検討

例えば

- ・飲食店の写真等をSNSに投稿
- ・新型コロナウイルス対策安心登録システムに登録で県産品を抽選でプレゼント

[県独自に追加した参加店舗条件]

- ・「鳥取県新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」に登録し、ステッカーを店頭に掲示すること
- ・「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」を活用すること
- ・「鳥取県新型コロナ対策認証事業所」の認定取得を目指すなど、感染予防対策を行うこと

[事業者との連携]

- ・県庁内にサポートチームを設置。県内でのGo To Eat キャンペーンの円滑な実施と利用推進を支援
- ・10月19日、事業実施者と県など関係者で、第1回「**鳥取県 Go To Eat 推進会議**」を開催予定
- ・「美味しい 楽しい 行ってみ隊」と連携し、県職員はもとより、地元企業や県民の方々に広く利用されるよう展開

Go To商店街、Go Toイベント

Go To 商店街事業（10月19日～）

- ・ 感染防止対策徹底を前提に、「商店街」の需要喚起、魅力再発見につながる取り組みを支援(委託)
- ・ 10月19日以降に取り組みられる商店街イベント等を対象に、10月2日より対象事業の公募スタート

<支援上限額(委託)>

300万円× 申請者数(商店街組織数) + 500万円(2者以上で連携した場合) ※1応募あたりの上限額は1,400万円

<募集期間>

- (1) 先行募集(現在募集中)
【対象事業】10月19日～11月30日に開始した事業
【募集開始日】10月2日
- (2) 通常募集
【対象事業】12月1日～2月14日に開始した事業
【募集開始日】10月30日(予定)

⇒ 商店街感染防止ガイドラインの徹底を含め、事業活用が図られるよう、商工団体と連携して周知・働きかけを行う



Go To イベント事業（10月下旬～）

- ・ 不特定多数を対象に、有償で消費者に提供される文化芸術やスポーツに関する行事について、チケット割引やクーポン付与を支援（→チケット価格の2割相当分を支援）
- ・ 10月下旬以降の割引チケット販売を目指し、経済産業省が準備中（→10月中旬以降、参加するチケット販売事業者の公募スタート予定）

文化芸術分野 音楽コンサート、伝統芸能、観劇、美術館、映画館 等

スポーツ分野 試合観戦、スポーツイベント 等

⇒ 分野関係団体等と連携しながら、事業活用に向けた周知・働きかけを行う

Go To キャンペーンに対する感染予防対策

GoToキャンペーンにより今後一層人の移動が活発化されることから、感染予防対策と、経済活動回復の両輪を回すことが重要

鳥取県 感染対策 三本柱

- ① 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店
- ② とっとり新型コロナ対策安心登録システム
- ③ 新型コロナ対策認証事業所認証制度

①協賛店 (10/12時点)
登録件数 2,984件
うち飲食店 1,104件

- ・ GoToEatに向けた申請増
- ・ 安心観光・飲食エリア (鳥取砂丘・大山寺) の取組による増

②安心登録システム (10/12時点)
登録件数 418件
延べ参加利用者1,696人

- ・ GoToEatに向けた登録増
- ・ 協賛店への利用促進
- ・ 安心観光・飲食エリアでの活用促進
- ・ 県補助金イベント等での利用促進

③認証事業所 (10/12時点)
登録件数 13件

- ・ 協賛店にチラシを郵送
→現在100店舗以上
認証に向け相談急増
- ・ 安心観光・飲食エリアの参画店舗に対して取得を呼びかけ

GoToEat参加店舗の必須条件

GoToEat参加店舗へ推奨

【鳥取砂丘・大山寺】「安心観光・飲食エリア」宣言

- 団体・市町村・県で協定を締結し、感染拡大予防対策を定期的に確認する仕組みは全国初。
- 8月31日、「鳥取砂丘エリア」及び「大山寺エリア」の関係団体、地元市町村と県で「安心観光・飲食エリア」協定を締結。
- エリア内の全ての事業者が協賛店又は認証事業所となった鳥取砂丘・大山寺エリアは「安心観光・飲食エリア」を宣言。
- 近日中に、はわい・東郷温泉旅館組合、湯梨浜町観光協会、湯梨浜町・県で協定を締結予定。

| 項目 | 鳥取砂丘エリア (10/3に宣言) | 大山寺エリア (9/28に宣言) |
|-------------|--|---|
| 実施団体 | 鳥取大砂丘観光協会 鳥取砂丘アクティビティ協会 | 一般社団法人大山観光局 大山旅館組合 |
| 参画店舗数 | 23店舗 | 33店舗 |
| 備考 | ○全ての事業者が協賛店の届出又は認証事業所を取得済 | ○全ての事業者が協賛店の届出済 ○宣言にあわせて、全ての店舗に非接触検温器を配備 |
| 宣言 セレモニー |  |  |

美味しい 楽しい 行ってみ隊

- ・県職員はもとより自治体・民間問わず、職場の仲間で、家族で、新しい生活様式を取り入れながら頑張る県内のお店、県産品、観光施設、アクティビティー等を利用して応援する県民運動として6月にスタート。
- ・10月12日現在、県職員や120の県内団体・事業者の職員が実践中。

GoToEatキャンペーン事業の開始を契機に活動を強化

- ・地元のメディアと連携し、認証事業所・模範的な協賛店の情報発信（感染拡大予防対策＋お店の一押し料理等）を行い需要喚起を図る。
- ・感染拡大予防対策の実践と県内需要喚起を呼びかけるキャラバン活動を実施し、新たな隊員の募集を実施。
- ・特に11月に販売予定のGoToEat食事券の積極的な購入や年末・年始の忘新年会等での利用を呼びかけ。



鳥取県の緊急コロナ対策（経済・雇用対策）

■資金繰りを支援（新型コロナウイルス感染症対応資金）（10月9日時点）

融資実行額 **1,490億円**
(実行件数 **7,383件**)

リーマンショック（263億円）
中部地震（147億円）を
上回る融資実行

[制度要件] 無利子期間：5年、無保証料期間：10年、据置期間：最長5年

■事業継続を支援（10月9日時点）

- 頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業（上限10万円、10/10） **2,030件**[交付実績]
- 新型コロナウイルス克服再スタート応援金（一律10万円の応援金） **9,490件**[交付実績]
- 緊急応援補助金「経営危機克服型」(新分野進出支援：上限50万円、3/4) **930件**[交付実績]

■需要喚起を支援（10月9日時点）

- 地域で頑張るお店応援事業補助金（上限200万円、3/4） **77件**[採択件数]
- #WeLove鳥取キャンペーン **3,032件**(SNS投稿)、**237施設**(宿泊・観光体験1/2割引)
- クラウドファンディング応援型先取り券事業「とっとり券」 **2億4,700万円**[支援総額]

※クラウドファンディングで集まった額・支援者数：9,347人¹⁰

生活福祉資金等の現状

<生活福祉資金（新型コロナウイルスに係る特例貸付）>

3,389件・1,100,887千円（10月7日時点）

- ・緊急小口資金 1,936件・貸付額 321,530千円
- ・総合支援資金 1,453件・貸付額 779,357千円

<住居確保給付金>

232件・24,363千円（現時点）

【生活福祉資金】

- 緊急小口資金（主に休業等された方の世帯向け）
 - ・貸付額：10万円以内（新型コロナウイルス関係の場合等は20万円以内）
- 総合支援資金（主に失業等された方の世帯向け）
 - ・貸付額：月額20万円以内（2人以上世帯の場合）
 - ・貸付期間：原則3か月以内

【住居確保給付金】

新型コロナウイルスの影響で収入が減少し住居を失うおそれがある方に対し、家賃相当額を給付する。

- ・支給額：家賃相当額
- ・支給期間：原則3か月（最長9か月まで延長可能）